

2021年12月17日

各位

 大木製薬株式会社

東京都千代田区神田鍛冶町 3-3

電話 03(3256)5052 (代表)

## 消費者庁による措置命令に関するお知らせ

### 記

当社は、消費者庁より2021年12月16日付で不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下、「景品表示法」といいます。）第7条第1項の規定に基づく命令（以下、「本措置命令」といいます。）が出されたことに関し、下記のとおりお知らせします。

#### 1. 本措置命令の内容

本措置命令は、当社が製造・販売する「ウイルオフ」シリーズのうちの4商品（以下、「本件4商品」といいます。）の商品パッケージ、ウェブサイト上の表示及び動画広告について、消費者庁より景品表示法第5条第1項に違反すると判断されたものです。

なお、本措置命令の対象は本件4商品にかかる表示であり、二酸化塩素もしくは本件4商品の商品価値自体或いはその安全性が否定されたものではございません。

#### 2. 当社の見解及び今後の見通し

当社は、本措置命令に至る消費者庁による調査を真摯に受け止め、これまで表示内容について根拠資料の提出を含めた説明を行い、また、より適切な表示を行う観点から表示の見直しも行って参りましたが、このような判断がなされたことは遺憾であり、第三者の公正な判断を求めるために法的措置を講じることも視野に入れて、慎重に対応を検討しております。

当社は、「常に社会への役立ちを考えること」を経営理念として、幅広いヘルスケア事業を行って参りました。特に、コロナ禍以前より感染症対策に高い問題意識をもって取り組んでおり、生活者の皆様が安心安全に生活できるよう、手洗いやうがい等の伝統的な対策に加えて、早くからマスクの機能提案やその適正使用の啓蒙に努めて参りました。

これらの感染症対策に加えて、当社は二酸化塩素が有するウイルスや菌の除去効果に高い可能性を見出し、科学的な実証実験を積み上げ、研究開発や商品開発に取り組んで参りました。今後も、各種の制度や規制に関する課題を一つひとつ解決しながら、当社の経営理念である社会貢献を実現して参ります。

以上